

6 原爆被爆者対策

〔現況及び施策の方向〕

本県の被爆者数は、第1表のとおりである。

被爆の影響により、今なお社会的・医学的・精神的後遺症に悩む被爆者に対し「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」（平成6年法律第117号）及び県独自の対策により、健康の保持と福祉の向上を図るため、各種の施策を推進する。

また、原爆養護ホームの整備・充実に努めるとともに、在外被爆者援護対策の推進などに努める。

その他、被爆者医療の長年の実績及び研究成果を活用して、放射線被曝（爆）者医療に関する国際協力の推進を図る。

第1表 原子爆弾被爆者数

（単位 人）

区 分	平成21年度	平成20年度	平成19年度
県 分	31,619	33,027	34,561
広島市分	71,194	73,388	75,642
計	102,813	106,415	110,203

（注） 1 年度末における被爆者健康手帳所持者数である。

2 県分とは、広島市分を除いた数である。

〔事業の内容〕

1 原爆被爆者健康管理対策（予算額 372,534千円）

「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき、今なお、原子爆弾の障害作用により特別な状態にある被爆者に対し、被爆者健康手帳を交付し、毎年定期2回、希望2回の一般検査を行い、その結果、必要な者に対しては、精密検査を実施する。（昭和32年度創設）

また、昭和63年度から、希望者に対して胃がん、肺がん、子宮がん、乳がん、多発性骨髄腫のがん検査を、平成4年度からは大腸がんの検査を年1回それぞれ国の施策として実施している。

このほか県独自の施策として、爆心地から半径1キロメートル以内の近距離直接被爆者に対する人間ドック方式による精密検査の実施などにより、疾病の早期発見、早期治療など健康管理に資するとともに（昭和50年度創設）、原爆被爆者相談員を設置し、被爆者対策の強化を図っている。（昭和52年度創設）

第2表 原子爆弾被爆者健康診断等実施状況及び実施計画

（単位 件）

区 分		平成22年度	平成21年度	平成20年度
健康診断受診者証交付者数	県 分	85	87	89
一般健康診断受診者数	県 分	30,403	30,517	32,237
一般健康診断がん検査受診者数	県 分	13,369	12,871	13,159
精密健康診断受診者数	県 分	1,493	1,395	1,446
特別（入院精密）検査受診者数	県 分	251	218	217
交通手当	県 分	5,290	4,633	4,818

2 原爆被爆者援護対策

(1) 法に基づく手当等の支給（予算額 13,765,378 千円）

「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき，厚生労働大臣の認定を受けた被爆者に対して医療特別手当又は特別手当を，原子爆弾の放射能の影響による小頭症の患者に対して原子爆弾小頭症手当を，特定の疾病にかかっている被爆者に対して健康管理手当を，爆心地から2キロメートル以内の直接被爆者に対して保健手当（身体上に一定の障害や傷痕等のある者又は70歳以上の身寄りのない高齢者には手当額を増額）を，一定の障害を有し，介護を受けている被爆者に対して介護手当を支給するほか，被爆者が死亡した場合には，その葬祭を行う者に対して葬祭料を支給する。（昭和43年度創設）

第3表 法定諸手当支給状況

（単位 円，人）

区 分			医療特別 手 当	特別手当	原子爆弾 小 頭 症 手 当	健康管理 手 当	保健手当		介 護 手 当	葬祭料
							一般分	高額分		
支 給 額	平成22年度		137,430	50,750	47,300	33,800	16,950	33,800	費用介護 重度 限度月額 104,730 中度 限度月額 69,810 家族介護 21,570	201,000
	平成21年度		137,430	50,750	47,300	33,800	16,950	33,800	費用介護 重度 限度月額 104,960 中度 限度月額 69,960 家族介護 21,570	199,000
支 給 状 況 (県分)	平成 21 年度	実人員	715	144	3	27,746	816	271	150	1,379
		延人員	12,113	1,784	36	338,444	9,994	3,369	2,488	—
	平成 20 年度	実人員	347	152	3	29,238	863	299	135	1,478
		延人員	5,761	1,859	36	357,588	10,579	3,645	2,190	—
	平成 19 年度	実人員	207	160	3	30,900	913	314	151	1,416
		延人員	2,585	1,953	36	375,047	11,284	3,797	2,454	—

(2) 県独自の援護事業（予算額 572,673 千円）

県独自事業として，広島県原子爆弾被爆者援護要綱等に基づき，各種手当の支給等の事業を実施している。（昭和42年度創設）

また，平成12年度から，介護保険制度の実施に伴い，居宅で介護保険の訪問介護や通所介護などのサービスを利用している被爆者や介護老人福祉施設に入所している被爆者に対する利用料等の助成事業を実施している。（平成12年度創設）

第4表 県独自諸手当等支給状況

(単位 人)

区 分		平成22年度	平成21年度		平成20年度
		支 給 額	広島県分		支給延人員
			支 給 額	支給延人員	
被爆者就職支度金		40,000 円	40,000 円	0	0
被爆者雇用奨励金		9,000 円	9,000 円	0	0
被爆者特別検査促進手当		1日500 円 2日を限度	1日500 円 2日を限度	84	80
認定被爆者通院交通費		実費	実費	735	261
被爆身体障害者福祉手当		16,950 円	16,950 円	36	36
被爆者特別福祉手当		4,000 円	4,000 円	12	12
介護手当付加金		月額 43,490 円以内	月額 43,590 円以内	184	205
認定被爆者死亡弔慰金		10,000 円	10,000 円	45	22
被爆者訪問介護利用助成事業		介護保険給付の対象となる (介護予防) 訪問介護サービスに要した費用の1割	同 左	10,656	11,239
被爆者通所介護利用助成事業		介護保険給付の対象となる (介護予防) 通所介護, (介護予防) 認知症対応型通所介護サービスに要した費用の1割	同 左	23,301	31,968
被爆者短期入所生活介護利用助成事業		介護保険給付の対象となる (介護予防) 短期入所生活介護サービスに要した費用の1割	同 左	6,018	5,540
被爆者小規模多機能型居宅介護利用助成事業		介護保険給付の対象となる (介護予防) 小規模多機能型居宅介護サービスに要した費用の1割	同 左	942	—
被爆者介護老人福祉施設等利用助成事業		・介護保険給付の対象となる (地域密着型) 介護老人福祉施設の入所に要した費用の1割	同 左	7,127	6,736
		・養護老人ホーム等に入所した場合の費用徴収額	同 左	1,091	1,005
被爆者療養 保養事業	神 田 山 荘	利用料 250 円助成	同 左	3,605	4,062
	指 定 施 設	休憩1人1回250 円以内 宿泊1人1泊500 円以内 (1人年1,500 円を限度)	同 左	1,042	715
被爆者温泉療養事業 (別府温泉療養研究所)		1週間以上療養の場合 1回1,500 円を限度	同 左	65	84

(3) 原爆死没者慰霊式典等助成事業（予算額 564 千円）

原爆死没者を慰霊し、永遠の平和を祈念するため、慰霊式典、追悼出版などを実施する地域・職域の団体に対し助成する。（平成 3 年度創設）

(4) 被爆者家庭奉仕員派遣事業

被爆者家庭奉仕員を派遣し、被爆者の福祉向上を図る。（昭和 63 年度創設）

3 被爆者関係施設等の充実

(1) 広島原爆養護ホームの運営・整備（予算額 326,342 千円）

県と広島市が共同で開設した広島原爆養護ホーム（舟入むつみ園・神田山やすらぎ園・倉掛のぞみ園）に、居宅で日常生活の世話や必要な介護を受けることが困難な被爆者を入所させ、必要な養護を行う。なお、養護等は、（財）広島原爆被爆者援護事業団に委託して実施している。（昭和 45 年度創設）

第 5 表 広島原爆養護ホーム入所状況（平成 22 年 3 月 31 日現在）

（単位 人）

区 分	一 般 養 護	特 別 養 護	計
県 分	19	80	99
定 員	100	400	500

(2) 広島赤十字・原爆病院への助成（予算額 20,000 千円）

広島赤十字・原爆病院（原爆医療部門）の医療の近代化を図るための医療機器の整備に対して補助する。（昭和 43 年度創設）

第 6 表 広島赤十字・原爆病院に対する助成状況

（単位 千円）

年 度	医 療 機 器 整 備 補 助	
	補 助 額	対 象 機 器
平成 22 年度（予定）	20,000	・生化学検査自動分析システム
平 成 21 年 度	20,000	・生化学ディメンション他 3 機器
平 成 20 年 度	22,000	・超音波診断装置

(3) その他関係団体への助成（予算額 2,077 千円）

ア 財団法人広島市原爆被爆者協議会

（財）広島市原爆被爆者協議会が設置している広島原爆被爆者療養研究センター（神田山荘）の施設整備事業に対して補助する。（昭和 54 年度創設）

イ その他

広島市、長崎県、長崎市とともに被爆者の援護対策の強化促進を図るため設置している「広島・長崎原爆被爆者援護対策促進協議会（八者協議会）」の費用を負担する。（昭和 42 年度創設）

また、（財）広島平和文化センターに被爆資料の展示運営を委託し、被爆の実相を幅広く伝承する。（昭和 57 年度創設）

4 在外被爆者援護対策（予算額 74,114 千円）

平成 14 年度から開始した在外被爆者援護事業では、広島市、長崎県、長崎市と連携して、北米、南米、韓国等の在外被爆者の渡日支援事業等に取り組み、被爆に伴う健康上の不安を抱える在外被爆者の健康の保持増進に資する。

第 7 表 在外における被爆者健康手帳所持者数

（厚生労働省速報値，平成 21 年 3 月）

国・地域等	所持者数（人）
韓国	約 2,990 人
アメリカ	約 960 人
ブラジル	約 160 人
その他	約 270 人
計	約 4,380 人

(1) 手帳交付渡日支援事業（予算額 14,023 千円）

新たに手帳の交付を受けようとする者に対し、渡日に必要な旅費等を支給するとともに、渡日できない者には、被爆確認証を交付する。

(2) 健康相談等事業（予算額 26,850 千円）

在外被爆者の居住する国へ専門医等を派遣し、現地で健康相談等を行う。

(3) 渡日治療支援事業（予算額 4,140 千円）

渡日して治療を受けようとする在外被爆者に対し、渡日に必要な旅費等を支給するとともに、医療機関のあっせん等を行う。

(4) 保健医療助成事業（予算額 22,829 千円）

南米 5 ヶ国（ブラジル、パラグアイ、アルゼンチン、ボリビア、ペルー）在住の被爆者が加入する保険料又は医療費を助成する。

(5) 手帳等交付事務（予算額 6,272 千円）

改正援護法に基づき、在外からの手帳交付申請に対し、申請者の居住地（地域）へ職員を派遣し、面談審査を行う。

5 放射線被爆者医療国際協力の推進（予算額 12,129 千円）

世界各地で発生している放射線被曝事故等の被災者の医療に関し、広島が有する被爆者医療の長年の実績及び研究成果を活用して、国際協力の推進に資するため、放射線被爆者医療国際協力推進協議会（HICARE：ハイケア）が実施する次の事業に対し負担金（広島県 1/2，広島市 1/2）を交付する。（平成 3 年度創設）

(1) 医師等受入研修・派遣事業

(2) 放射線被爆者医療国際協力普及啓発事業

(3) 調査検討事業

第8表 医師等受入研修・派遣状況

(単位 件, 人)

区 分			件数	人数	内 容	
平成 21 年 度	受入研修	独自受入	11	21	在 外	韓国3件13人, アメリカ1件1人, ブラジル2件2人
					そ の 他	ベラルーシ2件2人, ロシア1件1人, ラトビア1件1人, モンゴル1件1人
		共同受入	0	0		
		総合調整	1	14	J I C A研修生	
		計	12	35		
	派 遣		2	8	在 外	アメリカ1件6人
					そ の 他	カザフスタン1件2人
平成 20 年 度	受入研修	独自受入	13	24	在 外	アメリカ3件4人, 韓国3件12人, ブラジル2件3人
					そ の 他	ベラルーシ1件1人, カザフスタン2件2人, ラトビア1件1人, モンゴル1件1人
		共同受入	1	1	ベラルーシ1件1人	
		総合調整	1	2	アメリカ1件2人	
		計	15	27		
	派 遣		3	7	在 外	ブラジル1件1人, 韓国1件5人
					そ の 他	カザフスタン1件1人
平成 19 年 度	受入研修	独自受入	12	28	在 外	アメリカ2件3人, 韓国3件16人, ブラジル2件2人
					そ の 他	モンゴル1件1人, ロシア2件3人, カザフスタン2件3人
		共同受入	0	0		
		総合調整	0	0		
		計	12	28		
	派 遣		2	4	在 外	ブラジル1件3人
					そ の 他	ベラルーシ1件1人